

学校で予防すべき感染症による出席停止の対応について

福島県立福島商業高等学校

学校保健安全法施行規則第18条に定める学校で予防すべき感染症（以下学校感染症：別表参照）にかかった場合、又はかかった疑いがある場合には、学校保健安全法第19条に基づき、学校での感染拡大を防ぐため「出席停止」の取扱いとします。お子さまが医師により学校感染症と診断された場合には、速やかに学校へ連絡するとともに、医師の指示に従い家庭で十分に療養してください。

また、学級内もしくは学校内で、学校感染症にかかった生徒が急増傾向にある時は、学校医と相談の上、学級閉鎖等の措置をとる場合があります。その間は感染症にかかっていなくても外出や生徒同士の接触（部活動含む）を控え、家庭での健康観察をお願いいたします。

○インフルエンザと診断された場合

「発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」が出席停止期間となります。薬によって早期に解熱した場合も感染力は残るため、発症日と解熱日から登校可能となる日を下の「出席停止期間早見表」で確認の上、登校させてください。

登校後は学校から配付する「インフルエンザ治癒報告書」に保護者が記入し、インフルエンザで医療機関を受診したことがわかるもの（薬の説明書や医師の指示書等）のコピーを添付して、担任へ提出してください。（HPからダウンロードしてもよい）

インフルエンザによる出席停止期間早見表（ ←→ は出席停止期間です。）

| | 発症 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 |
|----|-----------|-----|------------|------------|------------|------------|------------|----------|
| 例1 | 発症 ← | 解熱 | 解熱後 1日目 | 解熱後 2日目 | 発症後 4日目 | 発症後 5日目 | 登校 可能 | |
| 例2 | 発症 ← | 発熱 | 解熱 | 解熱後 1日目 | 解熱後 2日目 | 発症後 5日目 | 登校 可能 | |
| 例3 | 発症 ← | 発熱 | 発熱 | 解熱 | 解熱後 1日目 | 解熱後 2日目 | 登校 可能 | |
| 例4 | 発症 ← | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 解熱 | 解熱後 1日目 | 解熱後 2日目 | 登校 可能 |

発症とは急な発熱を目安としますが、分からない場合は医師に判断していただいでください。

○インフルエンザ以外の学校感染症と診断された場合

感染症の種類により出席停止期間の基準が異なります。病状により医師において感染のおそれがないと認められるまでは、家庭で十分に療養してください。

登校後は学校から配付する「学校感染症治癒証明書」に保護者が記入し、学校感染症で医療機関を受診したことがわかるもの（薬の説明書や医師の指示書等）のコピーを添付して、担任へ提出してください。（HPからダウンロードしてもよい）

登校前に医師による治癒証明が必要な場合は、学校（担任）よりご連絡いたします。その際、治癒証明に料金が発生する場合は、保健室までご相談ください。

別表

【学校感染症の疾病名と出席停止期間の基準】

| 分類 | 感染症の疾病名 | 出席停止期間の基準 |
|-----|---|--|
| 第1種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1） | 治癒するまで |
| 第2種 | インフルエンザ | 発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで |
| | 麻疹（はしか） | 解熱した後3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 風しん | 発しんが消失するまで |
| | 水痘（みずぼうそう） | すべての発しんが痂皮化する（かさぶたになる）まで |
| | 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| | 結核 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| 第3種 | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| | その他の感染症 ※（学校での感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、第3種感染症の「その他の感染症」として出席停止の措置をとることができるもの） | |
| | ・感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など） ・マイコプラズマ感染症 ・溶連菌感染症など | 下痢、嘔吐症状が軽減し、全身状態が良い者は登校可 症状が改善し、全身状態の良い者は登校可 適切な抗菌薬療法開始後24時間経過すれば登校可 |

※医師に「胃腸炎」と言われた場合、「感染性胃腸炎」（第3種その他の感染症）に該当するかを確認してください。